

第2回 久留米市生涯学習センター等指定管理者候補者選定委員会 会議録

日 時：令和元年9月6日（金）13：20～14：20

場 所：えーるピア久留米 209研修室

出席委員：西村信二委員、梶原加寿子委員、笠一生委員、木下等委員

欠席委員：江村理奈委員、土居美佳委員

1 開会

2 委員の就退任の報告及び委員長の選任について

宮原委員の辞任及び西村委員の就任の報告を行い、委員長に西村委員を委員の互選により選出し、全委員が承認した。

3 経過報告

事務局より第1回選定委員会以降の経過（現地説明会の出席状況など）についての報告を受けた。

4 議事

（1）指定管理者候補者選定要領について

このことについて、前回選定委員会にて選定要領の具体的文言について再審議することとしたため、事務局より選定要領の修正案について説明を受け、審議の結果、事務局修正案の通り承認した。

また、前回選定委員会にて審査表の足切り、及び選定基準と審査表の項目数の統一について精査・検討のうえ整理することとしていたため、事務局より説明を受け、審議の結果、前回選定委員会の案から修正しないことで承認した。

（2）書類審査について

このことについて、事務局より応募書類の提出状況についての説明を受け、審議の結果、応募のあった団体が応募要件を満たしていることを確認したので、書類審査合格とし、二次審査の対象とすることを決定した。

（3）プレゼンテーション審査について

このことについて、事務局より当日の進行案についての説明を受け、以下のとおり審議した結果、事務局案の通り承認した。

委 員 今回、1団体だけの応募で比較対象がない中での採点となるため、判断基準をどう定めればいいのかという点に苦慮すると思うがどうか。

事務局 判断基準としては、応募者に配布している業務基準書に記されている内容が基準としての考え方となる。

委 員 書類審査を合格した、その時点で採点としては、例えば5点満点であれば平均の3点以上は満たしているという考え方でいいのか。

事務局 書類審査合格というのは、あくまでプレゼンテーション審査に行くためのラインはクリアしているという状態である。書類審査合格したから、すべてが平均以上になるということではない。

委員 指定管理制度全体として、市の統一的な判断基準というものなどはないか。

事務局 久留米市で指定管理制度を導入している施設は形態もさまざまであり、統一的な基準というものはない。業務基準書に沿ったところで、ご判断をいただきたい。

5 その他

次回会議について、10月8日（火）17時00分から開催することを確認した。

6 閉会